

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第73号）  
（行財政局税務部税制課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者に対する入湯税の課税の免除の適用対象者への影響を避けるため、当該料金を消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いて1,000円以下とすることとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 73 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第177条第3号中「含む」を「除く」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)